

徳島県規則第七十号

徳島県特定歴史公文書等の利用等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十二月二十六日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県特定歴史公文書等の利用等に関する規則の一部を改正する規則

徳島県特定歴史公文書等の利用等に関する規則（令和五年徳島県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一号中「健康保険の被保険者証」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。